



## 標準取引基本契約書マニュアル

社団法人日本プリント回路工業会

---

制定：平成15年11月

作成者：社団法人日本プリント回路工業会（会長 児嶋 雄二）

本マニュアルは、各社が取引基本契約書を締結する際、参考として使用するために作成致しました。本マニュアルについて、ご意見・ご質問等ありましたら、下記へお問合せ下さい。

社団法人 日本プリント回路工業会  
〒167-0042 東京都杉並区西荻北3 - 12 - 2  
回路会館2階  
Tel：03 - 5310 - 2020  
Fax：03 - 5310 - 2021

## 目次

<b>標準取引基本契約書マニュアル</b> . . . . .	3
前文 . . . . .	3
基本契約と個別契約 . . . . .	4
個別契約の内容 . . . . .	5
個別契約の成立 . . . . .	6
個別契約の変更 . . . . .	7
発注計画情報と発注 . . . . .	9
価格の構成 . . . . .	10
試作品のコスト負担 . . . . .	10
金型、冶工具等のコスト負担 . . . . .	11
金型、電気検査冶具、印刷版、フィルムの保管期間及びコスト負担 . . . . .	12
原材料等の支給 . . . . .	13
支給材の受領等 . . . . .	13
支給材の対価、支払条件 . . . . .	14
支給材等の所有権 . . . . .	14
支給材の残材等の処理 . . . . .	14
支給材の保険 . . . . .	15
型、工具、機械等の譲渡又は貸与 . . . . .	16
支給材又は貸与品の取扱い . . . . .	17
支給材又は貸与品の滅失・毀損等 . . . . .	17
補修部品の調達 . . . . .	18
納入場所、納期と納入方法 . . . . .	19
受入検査 . . . . .	21
不足品、代品の納入等 . . . . .	21
所有権移転 . . . . .	24
危険負担 . . . . .	24
支払方法 . . . . .	25
相殺 . . . . .	26
瑕疵担保責任 . . . . .	27
秘密保持 . . . . .	28
知的財産権 . . . . .	29
戦略物資輸出 . . . . .	29
権利義務の譲渡 . . . . .	30
取引停止等の予告 . . . . .	30
契約の解約 . . . . .	31
通知義務 . . . . .	32

協議解決	3 3
管轄の合意	3 3
有効期間	3 4
契約締結者	3 4

**オンライン発注と下請法** . . . . . 3 5  
( 第一法規株式会社出版「情報ネットワークの法律実務」より )

参考 1 - 「プリント配線板製造における金型、電気検査治具、印刷版、フィルム のお取扱い改善について」(お願い)	4 7
--	-----

参考 2 - リジッドプリント配線板製造における金型のお取扱い改善について	4 8
---------------------------------------	-----

参考 3 - フレキシブルプリント配線板製造における金型のお取扱い改善について . . . . .	4 9
--	-----

参考 4 - プリント配線板製造における電気検査治具のお取扱い改善について	5 0
---------------------------------------	-----

参考 5 - プリント配線板製造における印刷版のお取扱い改善について	5 1
------------------------------------	-----

参考 6 - プリント配線板製造におけるフィルムのお取扱い改善について	5 2
-------------------------------------	-----

# 標準取引基本契約書マニュアル

〔前文〕

{ 標準条文 }

\_\_\_\_\_株式会社（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_株式会社（以下「乙」という。）とは、相互利益の尊重の理念に基づき、信義誠実の原則に従って、甲乙間の取引に関する基本的事項について、次の通り契約を締結する。

関係法令

- ・民法 第1条（私権行使の原則）

解 説

- (1) 取引基本契約書の前文は、契約の当事者を「甲」、「乙」と略称し、条文の画一化、簡素化を図ること及び甲乙間の「取引に関する基本的な事項」についての契約であることを明確にすると共に、取引は「相互信頼と協調の精神」に基づいて行われることを目的としている。
- (2) 前文というのは、法令や契約の条項の前に置かれる文章で、法令や契約の趣旨・目的・基本原則を宣言するのが通例である。
- (3) 前文は、取引基本契約書はもとより、個別契約書、付属協定書等の各条項の解釈又はこれらに定めのない事項についての協議に際しての解釈の基準となる。
- (4) 前文は必ずしも具体的な契約条項を定めたものではないが、契約の一部をなすため、各条項の解釈基準の意味をもち、前文内容の変更は、当事者の意思の合致によって行う契約変更の手續によらなければならない。

## 〔基本契約と個別契約〕

### { 標準条文 }

#### 第 条（基本契約と個別契約）

この基本契約は、甲と乙との間の取引契約に関する基本的事項を定めたもので、甲乙協議して定める個々の取引契約（以下「個別契約」という。）に対して適用し、甲及び乙は、この基本契約及び個別契約を守らなければならない。

#### 関係法令

- ・民法 第 90 条（公序良俗違反の法律行為の無効）  
第 91 条（任意規定と別段の意思表示）  
第 92 条（事実たる慣習）
- ・商法 第 1 条（商慣習法の効力）

#### 解 説

- (1) 同一の事業者間で、同種の取引が反復・継続して行われる場合、個々の取引の度に取引条件を定めることは煩雑なので、共通する基本的事項はあらかじめ約定しておき、事後の個々の取引契約のときには、その取引に特有な品名・数量・納期等だけを約定することとし、その他の事項は、前者の基本的事項の内容がその個々の取引契約の内容となることを約定しておけば、取引が簡便・迅速となる。
- (2) この場合、前者の約定を「基本契約」、後者の契約を「個別契約」という。そして、個別契約が締結された場合、基本契約の内容がその個別契約の内容となる旨の、両者の適用関係を明らかにしようとするものである。
- (3) この基本契約書は、当事者間の取引について、協議して定める個々の取引契約に適用する旨を規定すればよい。
- (4) もし、この基本契約書に定める条項の全部又は一部に、なじみ難い個別契約の発生が予想される場合には、個別契約において、その旨特約することがある。  
標準条文では、この特約は、基本契約の効用を失わせることにもなりかねないので採用していない。
- (5) 注意事項

#### 特 約

：個別契約で特約条項が適用される場合としては、簡易な物品の購入、試作品発注等の場合に考えられるが、この特約が濫用されると場合によっては、公正、かつ、長期安定的な取引基本契約を締結した意義が失われる恐れなしとしないので、その適用に当たっては慎重を要する。

#### 個別契約及び基本契約と諸法規との関係

：諸法令の公の秩序に関する規定に違反しない限り、契約の当事者が合意すれば、その合意が有効な契約の内容となる。もし、契約の内容を詳細に取決めていなかった場合には、その不足部分については、商法、商慣習法、民法の規定が、その順序で補充的に、また解釈の基準として適用される。これを図式化すると次のようになるが、下請代金法が適用される外注（下請）取引は、その規制する範囲において抵触しないよう留意する必要がある。

個別契約    基本契約    商法    商慣習法    民法

## 〔個別契約の内容〕

{ 標準条文 }

### 第 条（個別契約の内容）

1. 個別契約には、発注年月日、目的物の名称、仕様、数量、納期、納入場所、検査その他の受渡条件及び代金の額、単価、決済日、決済方法等を、また、原材料等を支給する場合には、その品名、数量、引渡日、引渡場所その他の引渡条件、代金の額、決済日、決済方法等を定めなければならない。
2. 前項の規定にかかわらず、個別契約の内容の一部を、甲乙協議の上、あらかじめ付属協定書等に定めることができる。

## 関係法令

- ・ 下請代金法 第 3 条（書面の交付）
- ・ 下請代金法 第 3 条規則 第 1 条（書面の記載事項）
- ・ 下請振興法振興基準 第 2 6 ） （設計・仕様書の明確化）
- ・ 製造物責任法 第 4 条第二号

## 解 説

- (1) 個別の取引の対象となる目的物の規格や品質、あるいは、代金の額や支払条件が曖昧であると、契約の目的が達成されないのみならず、後日のトラブルの原因となる。そこで、双方の責任ないし義務を明確にするため、あらかじめ個別契約で約定すべき事項を規定しておく必要がある。これが個別契約の内容となる。
- (2) 個別契約の内容事項は、発注年月日、品名、仕様、数量等標準条文に列挙してある事項を規定する必要がある。
- (3) 取引の実情によっては、仕様書類として、図面、承認図、工作図、検査基準・限度見本、指示書等があることを明記する場合がある。  
また、検査その他の受渡条件あるいはクレーム補償に関する事項等個々の取引に共通して取決めを必要とする事項については、煩雑性を排し、取引の安定を図るため、付属協定書等によりあらかじめ協定をして定めることができる旨規定しておくことよい。
- (4) 目的物とは、甲が乙に対し交付した、甲の技術情報を内包し、又は甲の指示による特別規格を内包する仕様書又は図面等に基づいて製造する等、乙が専ら甲のためにのみ製造する物をいう。
- (5) 個別契約の内容に関しては、下請代金法及び同第 3 条規則並びに下請振興法の振興基準で、下記のような規制・指導があるので配慮する必要がある。

親事業者は、製造委託又は修理委託した場合は、直ちに、下請事業者の給付の内容、下請代金の額、支払期日及び支払方法その他の事項を記載した書面を下請事業者に交付すること。（下請代金法第 3 条及び同第 3 条規則）

下請代金の額：消費税率の引上げ及び地方消費税の導入に伴い、発注書面に記する「下請代金の額」は、「下請事業者が負担する消費税額及び地方消費税額相当分を含んだ額」をいう。

親事業者は、発注に際して下請事業者に対して示すべき設計図、仕様書等の内容を明確化するよう努めること。（振興基準第 2 6 ）(1) )

## 〔個別契約の成立〕

{ 標準条文 }

### 第 条（個別契約の成立）

個別契約は、甲より前条の取引内容を記載した注文書を乙に交付し、乙がこれを承諾することによって成立する。

### 関係法令

- ・民法 第526条（契約の成立時期、意思実現による契約の成立）
- ・商法 第509条（申込に対する諾否の通知義務）

### 解 説

(1) 申込は、契約内容を記載した申込書で行い、これに対して承諾を求めることを規定すればよい。承諾の方法には、請書の提出を求める方法、請書の提出がなくても一定期間内に異議の申出がなければ承諾したものとみなす方法、承諾の方法は自由に任す方法等がある。

#### (2) 注意事項

##### 注文書の交付義務

：下請代金法では、製造委託又は修理委託をした場合には、直ちに、注文書を交付しなければならないことになっている（下請代金法第3条）。

##### 請書による承諾

：外注取引では、請書の提出がなく、他の方法で受注者の承諾がなされたときにも、個別契約は成立する。ただし、新規取引の場合には、取引が習熟するまでの間、あるいは、重要部品など品質・納期等について、特に慎重を期する場合などは、確実な履行を確保する意味から、請書による承諾について留意すべきであろう。

##### 印紙税との関係

：承諾を請書等の文書とした場合は、その文書に相当額の印紙を貼付し消印しなければならない（印紙税法）。

##### 承諾の擬制の根拠

- (i) 注文者の意思表示、又は、慣習で承諾通知を必要としない場合には、承諾の意思表示と認められる事実（例えば、承諾通知をしないが材料手配、又は、製作にかかった等。）があったときは、契約が成立する（民法第526条）。
- (ii) 同一の当事者間で、その営業の部類に属する取引をする場合には、諾否通知を出すことを怠ったときは、申込を承諾したものとみなすことができる（商法第509条）。



## 〔個別契約の変更〕

{ 標準条文 }

### 第 条（個別契約の変更）

1. 契約の内容を変更する必要がある場合は、甲乙協議の上、変更するものとする。この場合、既存の注文書、注文請書、付属協定書等を改正し、又は新たにこれらの書面を作成するものとする。
2. 前項の変更に伴い損害が生じた場合の負担等は、次の各号によるものとする。
  - 一 甲の責に帰すべき事由により乙が損害を被ったときは、甲の負担とし、乙は損害賠償を請求することができる。
  - 二 乙の責に帰すべき事由により甲が損害を被ったときは、乙の負担とし、甲は乙に損害賠償を請求することができる。
  - 三 甲乙双方の責に帰すべき又は帰すことができない事由によるときは、甲乙協議の上、定める。

### 関係法令

- ・民法 第416条（損害賠償の範囲）
- ・下請代金法 第3条（書面の交付）  
第4条1(1)（受領拒否）  
第5条（書面の保存）
- ・下請振興法振興基準 第24)（納期、納入頻度の適正化等）  
第26)（設計・仕様書の明確化）
- ・製造物責任法 第4条第二号

### 解 説

- (1) 契約が一度成立したら、当事者の都合でその内容を変更したり、契約そのものを解約することは原則として許されない。

しかし、個別契約成立後に契約当時予想しなかった事情、例えば、生産計画及び設計仕様の変更、図面ミス、経済変動による材料の入手難等があると、数量、仕様、単価、納期等個別契約の一部を変更せざるを得ない。

このような場合は、当事者同士で改めて合意しなおすことにより、契約の変更を行うことができる。

また、個別契約の変更に伴う措置として、双方の利害を調整するため、損害の負担方法について定めておく必要がある。

- (2) 注意事項

#### 個別契約の変更理由

生産変更、設計変更、図面ミスの修正等の場合は変更理由と解すべきであろう。

#### 個別契約変更の内容

個別契約の内容には、品名、仕様、単価、数量、納期、納入場所等があるが、これらの事項の全部の変更は、個別契約の解約として取扱う方が至当と考えられる。ここで規定する「個別契約の変更」の内容は、むしろ、その一部の変更と解すべきであろう。

#### 個別契約の変更方法

変更の必要が生じたときは、できるだけ早く、口頭又は電話でその旨を連絡し、乙に材料手配や製作の中止、生産変更の措置をとってもらうとか、甲に納期遅れの対策をしてもらうとか、事後の損害を極力少なくするよう配慮しなければならない。更に、後日の紛争を防止するためにも、又、PL法第4条第二号との関連のためにも既存文書の改正とか、新文書の作成をし、変更責任を明確にしておくことが必要である。なお、下請代金法による書面交付義務や書面保存義務も発生する。

#### 個別契約の変更に際しての留意事項

契約内容変更により相手方に損害が生ずるときには、それを補償する必要がある。

例えば次のようなことが考えられる。

(i) 仕様、納期、納入場所等の変更が生じた場合は、甲乙協議の上定めることとする。

(ii) 数量変更の場合

発注の取止め等により数量が減少した場合は、手配済材料、仕掛品、型等の未償却部分等乙の蒙った損害について、他への転用の可否等の実情を勘案して補償することになる。

もし、これらの補償をしないと、下請代金法の「受領拒否」(同法第4条1(1))等となるので、下請代金法が適用される外注(下請)取引に該当する場合は、注意する必要がある。

(iii) 補償の範囲については、損害賠償の範囲について規定した民法第416条が参照されるべきであろう。同条では、相当因果関係の範囲内における積極的及び消極的損害を賠償しなければならない旨抽象的に規定されているが、結局は双方協議の上、その責任と範囲を明確にして、公平妥当に決定する必要がある。

## 〔発注計画情報と発注〕

### { 標準条文 }

#### 第 条〔発注計画情報と発注〕

##### （発注計画情報の開示と協議）

- 1．甲は、目的物毎に注文の\_\_\_\_日前までに発注計画を書面（磁気記録媒体、電子メール等含む）で提示するものとし、乙はこれに基づき生産体制を整えるものとする。
- 2．乙は、甲の提示した発注計画に対して要望することが出来る。この場合には甲乙協議の上発注計画を変更することができる。

##### （注文書による注文）

- 3．目的物の注文は、甲乙協議の上、定めた注文書（磁気記録媒体、電子メール等含む）にて行うものとする。

##### （注文リードタイム）

- 4．甲は、乙の要望する目的物の製造準備日数を考慮して、納期の\_\_\_\_日前までに乙に対し注文するものとする。

##### （最小注文単位）

- 5．甲は、個別契約に定める注文単位に従って目的物を注文するものとする。

##### （注文書との差異の取扱い）

- 6．発注計画の提示・更新方法及び注文書との差異の取扱いは甲乙別途協議の上、個別契約で定めるものとする。

## 解 説

製造、納品の計画化・効率化を実現するために、発注・納入指示の計画化・平準化が発注者に要請されているが、本標準案は発注計画情報の開示、注文リードタイム、最小注文単位などについて規定している。

製品毎にリードタイムが異なる場合にはリードタイムの具体的な設定は個別契約で行うことが望ましい。

発注計画にある数量は予測データであり、発注を確定したものでない事を、トラブル会費の観点から、事前に明確にすることが必要である。

下請代金法の適用を受ける取引において、この数量が計画であることを明確にしない場合は、発注計画に示された数量は確定発注として製造委託したと認定される場合もあり、この場合、親事業者がこれらの確定した発注量の引取りを行わない場合には、受領拒否（下請代金法4条第1項第1号）に該当する。

〔価格の構成〕

{ 標準条文 }

第 条（単価）

1. 甲の発注する目的物の単価は、原則として乙から甲に提出する見積書等に基づき、あらかじめ甲乙協議して定めるものとする。
2. 単価決定の基礎となった目的物の数量、仕様、納期、代金支払、材料及び為替レート等の条件が契約期間中に変更される場合は、単価についても再協議できるものとする。

関係法令

- ・民法 第485条（弁済の費用）
- ・下請代金支払遅延等防止法 第4条（親事業者の遵守事項）

解 説

単価は、取引の中でも重要なものである。単価も、契約が双方の意思の合致によって成立するのと同じ意味で、双方協議して合理的に妥当な単価を決定する必要がある、一方的な押し付けは許されない。また、単価決定の基礎となった見積条件、数量、仕様、納期、代金支払、材料等が期間中に変更される場合、単価についても再協議することができる。

(1) 価格の構成

目的物の価格は、目的物の企画総注文数量及び注文数量、納期の長短、納入地、納入頻度の多寡、代金の支払方法、品質、材料費・労務費及びその市価の動向、適正な管理的経費及び利益、等を総合的に考慮した上で乙の見積書にて提出し、甲が承認した価格とする。

(2) 価格の変更

後日、単価決定の基礎となった見積条件が契約期間中に変更されたり、また物価、為替レート等が著しく変動する等予想しえない経済変動が生じた場合は、単価についても再協議することができる。

〔試作品のコスト負担〕

{ 標準条文 }

第 条（試作品のコスト負担）

甲が現在又は将来製造する甲の製品に組み入れる電子材料又は部品として、乙に対し試作を依頼するときは、試作条件等詳細は別途甲乙協議して定めるものとする。

〔金型、治工具等のコスト負担〕

{ 標準条文 }

第 条

(金型、治工具等のコストの請求)

1．目的物を製造する場合、乙は甲に対し乙が金型、治工具等(以下「金型等」という。)を取得するための費用を請求することができる。

(金型等の支払方法)

2．甲が金型等の費用負担する場合、甲はこれを乙に支払うこととする。

3．甲が金型等の費用負担する場合、甲の企画注文数量の多寡に拘わらず、金型等を取得するための費用として、乙は甲に対し、その費用を請求することができる。

(金型等の所有権、貸与)

4．金型等の所有権は甲に帰属するものとし、甲は乙に対し、甲のために目的物を製造するために、貸与するものとする。

(金型等の取扱い)

5．個別契約終了後、乙は甲乙協議の上、甲の指示に基づき、金型等を廃却もしくは現物返還するものとする。ただし、乙固有の技術情報が金型等に含まれている場合は、甲乙協議して定めるものとする。

(金型等保管費用の請求)

6．個別契約終了後、乙が専ら甲のためにのみ金型等を保管するときは、その費用について甲乙協議する。

プリント配線板製造に関する金型等治工具の取扱いについては、上記の一般的な標準条文に加え、下記の標準条文を参考として追加する。

〔金型、電気検査治具、印刷版、フィルムの保管期間及びコスト負担〕

{ 標準条文 }

第 条

(リジッドプリント配線板製造用金型・フレキシブルプリント配線板製造用金型・電気検査治具の保管期間及び廃棄処分)

1. 乙は、甲と協議の上、次の各号の一に該当する期間を経過した金型・電気検査治具については、甲乙協議の上、甲は乙に対し保管または廃棄の依頼をすることができるものとする。ただし、保管及び廃棄費用については、甲乙協議の上定めることとする。

一 リジッドプリント配線板製造用金型は、金型製作から( )年を経過又は最終受注日以降( )ヶ月間発注の無い場合。

二 フレキシブルプリント配線板製造用金型は、金型製作から( )年を経過した場合。

三 電気検査治具は、電気検査治具製作から( )年を経過又は最終受注日以降( )ヶ月間発注の無い場合。

(フレキシブルプリント配線板製造用金型の再加工代・再作成費用)

2. 上記1項二号に規定する期間内に、保管中のフレキシブルプリント配線板製造用金型を用いてリピート品を製造する場合、その費用について甲乙協議の上定めるものとする。

(プリント配線板製造用電気検査治具の再調整代・再作製費用)

3. 上記1項三号に規定する期間経過後、保管中の電気検査治具を用いてリピート品を製造する場合、その費用について甲乙協議の上定めるものとする。

(印刷版及びフィルムの再作製の費用請求)

4. 印刷版及びフィルムを使用する製造品の再発注の依頼があった場合で、最終受注日以降( )ヶ月間発注が無い場合、再作成費用は甲乙協議の上定めるものとする。

補足説明

社団法人日本プリント回路工業会では、ユーザに対し、時々々の経済状況の変化に即応して、取引の適正化を図るため、下記の通り様々なお取扱改善のお願いを行っている。平成15年には下記の文書を作成した。

- (1) リジッドプリント配線板製造における金型のお取扱い改善について(P. 48)
- (2) フレキシブルプリント配線板製造における金型のお取扱い改善について(P. 49)
- (3) プリント配線板製造における電気検査治具のお取扱改善について(P. 50)
- (4) プリント配線板製造における印刷版のお取扱改善について(P. 51)
- (5) プリント配線板製造におけるフィルムのお取扱改善について(P. 52)

参考資料として、これらの文書を本マニュアル巻末に添付する。

〔原材料等の支給〕

{ 標準条文 }

第 条（原材料等の支給）

- 1．甲は、乙と協議の上、次の各号の一に該当するときは、乙が使用する原材料、製品、半製品等（以下「支給材」という。）を有償又は無償で乙に支給することができる。
  - 一 個別契約の目的物の品質、性能及び規格を維持するために必要な場合。
  - 二 乙から甲に要求がある場合。
  - 三 その他正当な理由がある場合。
- 2．有償支給材の価格及び支給材の引渡日、引渡場所その他の条件等については、甲乙協議して定めるものとする。
- 3．甲が乙に素材を支給するに当たっては、有償、無償を問わず、甲乙協議の上あらかじめ適正な歩留りを見込んで支給するものとする。
- 4．甲が甲の指定業者から直接乙に支給する支給材については、甲はあらかじめ乙にその旨を通知するものとする。

〔支給材の受領等〕

{ 標準条文 }

第 条（支給材の受領等）

- 1．乙は、甲又は甲の指定業者から支給材の引渡しを受けた時は、遅滞なくこれを検査し、甲に受領書を提出する。
- 2．乙は、支給材に瑕疵又は数量の過不足を発見した場合、又は製作（加工及び修理を含む。以下同じ。）中に瑕疵を発見した場合、直ちに甲に通知し指示を受ける。
- 3．乙が行う支給材の検査は、目視及び数量の確認の範囲とする。ただし、甲がこの範囲を超える検査を乙に求める場合、その超える部分の検査に要する費用の負担については、甲乙協議して定めるものとする。
- 4．支給材の納入費用は、甲乙協議の上、定めるものとする。

〔支給材の対価、支払条件〕

{ 標準条文 }

第 条（支給材の対価、支払条件）

支給材の種類、納期、有償・無償の別、有償支給材の対価及びその支払条件等は、その都度個別契約に定めるものとする。

〔支給材等の所有権〕

{ 標準条文 }

第 条（支給材等の所有権）

- 1．無償支給並びにこれに加工した仕掛品及び完成品の所有権は、甲に帰属する。ただし、無償支給並びにこれらに加工した仕掛品、完成品の価格が支給材の価格を著しく超えたときは、その所有権について甲乙協議の上定めることとする。
- 2．有償支給材の所有権は、当該支給材を乙が検収したとき、甲から乙に移転する。

〔支給材の残材等の処理〕

{ 標準条文 }

第 条（支給材の残材等の処理）

乙は、支給材が無償支給の場合、その残材、端材、切粉等の処理については、甲と協議の上定めるものとする。



## 〔支給材の保険〕

{ 標準条文 }

### 第 条（支給材の保険）

支給材については、甲乙協議の上、火災保険契約を締結するものとする。

## 関係法令

- ・民法 第246条（加工）
- ・商法 第526条（買主の目的物の検査と瑕疵通知義務）
- ・下請代金支払遅延等防止法 第4条(1)（購入強制の禁止）  
第4条(2)（早期相殺の禁止）

## 解 説

取引において、目的物の製作に使用する原材料等の調達は、乙の自主性を尊重すべきである。ただし、正当な理由がある場合は、原材料等を支給することができる。

正当な理由がある場合とは、目的物の品質、性能、規格維持のため、原材料の支給材を必要とする場合、下請事業者が自己の都合により原材料の支給を依頼した場合、下請事業者の購入価額と親事業者の支給価額に著しい価格差があったり、原材料等の安定継続供給をはかる必要がある場合等をいう。

親事業者が下請事業者の給付に必要な原材料等を有償で支給している場合に、下請事業者の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、この有償支給材料等を用いて製造又は修理した物品の、下請代金支払期日より早い時期に、当該原材料等の対価を、下請事業者に支払わせたり、下請代金から控除（相殺）すると本法違反となる。

### (1) 協 議

基本契約書には、支給する場合の事由について明確に表現しておくことが好ましい。また支給を、甲の都合による一方的意思表示でできるとするのではなく、甲と乙が協議の上で支給できることとする。

### (2) 有償・無償の選択

支給材は、有償で支給される場合と無償で支給される場合がある。この選択は、支給材について管理上、事務処理上の合理性・有利性を総合的に考慮して選択されることになる。取引基本契約書には「有償又は無償で乙に支給」と表現されるのが一般的であり、具体的に支給する必要が生じたときに、その必要性和内容により、有償か無償か、協議の上決定されることになる。

### (3) 受入検査、通知

支給材の受領に際しては、下請事業者は遅滞なく受入検査を行い、品質不良や数量不足が発見された場合には、親事業者に通知しなければならない。この義務に違反したときは補完、補修等の請求は認められない。

また、乙が製作加工中に品質不良を発見した場合の措置についても併せて定めることが望ましい。

### (4) 支給材の所有権

支給材の所有権の移転については、甲乙協議の上定めるものとする。

### (5) 残材の処理

支給材の残材等の処理については、無償支給の場合に取り決められる。

無償支給の場合には、残材料の所有権は原則として甲にあるから、双方で協議して定めるのが妥当である。

〔型、工具、機械等の譲渡又は貸与〕

{ 標準条文 }

第 条（治工具等の貸与）

- 1．甲は、必要に応じ、乙に治工具、器具、測定具、型、機械等（以下「貸与品」という。）を貸与することができる。
- 2．貸与の方法、期間、料金、支払条件、手続、修繕費及び改造費の負担等については、あらかじめ甲乙協議して定めるものとする。

解 説

本来、目的物の製作に必要な型、工具、機械等（以下「型等」という。）は、支給材同様、乙の自主性を尊重すべきである。しかし、乙自身の調達では、製品の品質・性能が達成されなかったり、乙のコスト負担が多大的場合があり、甲から提供する必要が生じることがある。この場合、甲から「譲渡」又は「貸与」されるのが一般的である。

なお、型等の譲渡又は貸与に際しての事務手続や対価の決定方法について協議を要することは、支給材の支給と同様である。

(1) 譲渡又は貸与条件の協議

型等を譲渡又は貸与することの必要性の最終判断は乙がすることとする。しかし、譲渡又は貸与する場合の条件（譲渡の場合：価格、貸与の場合：期間・料金・手続・修繕費・改造費等）については、その都度、協議によって決められるようにしておく。

(2) 貸借契約

さらに、貸与品の修繕費、改造費の負担等に関してトラブルが生じないようにするため、必要に応じて貸与品に関する貸借契約を締結する旨、明文化しておくことが望ましい。

〔支給材又は貸与品の取扱い〕

{ 標準条文 }

第 条（支給材又は貸与品の取扱い）

- 1．乙は、支給材又は貸与品を善良な管理者の注意をもって保管管理し、他との混同を避けるため、保管上及び帳簿上区別しておかなければならない。
- 2．乙は甲の同意を得て、乙の責任において支給材又は貸与品を第三者に再支給あるいは再貸与することができる。
- 3．乙は、甲の同意を得ない限り、支給材又は貸与品を所定の用途以外に転用し、又は第三者に譲渡、質入等の処分をしてはならない。
- 4．乙は、貸与品を貸与期間満了後、直ちに甲に返還するものとする。
- 5．甲は、乙と協議の上、支給材又は貸与品の保管状況、作業状況等进行检查するため、乙の工場、作業所、事務所等に立ち入ることができる。

〔支給材又は貸与品の滅失・毀損等〕

{ 標準条文 }

第 条（支給材又は貸与品の滅失・毀損等）

- 1．乙は、支給材又は貸与品が滅失・毀損又は変質した場合は、速やかに甲に通知する。
- 2．乙は前項の滅失・毀損又は変質の原因が乙に帰すべき場合は、甲の指示に従い、乙の負担において補修、代品提供又は損害賠償を行うものとする。

解 説

支給材又は貸与品は貸与した型等は、目的物の製作のために使用されるものであるから、その保管管理が適正に行われないと、目的物の供給がスムーズに行かなくなり、場合によっては甲の競合メーカーのために利用されたり、機密の保持ができなくなる恐れがあるので、乙の保管管理義務の内容を明らかにする必要がある。

また、支給材又は貸与品が滅失・毀損・変質した場合は、速やかに甲に通知すると共に、その原因が乙の故意又は過失の場合には、甲の指示に従い、かつ乙の負担で補修、代品提供又は損害賠償を行う必要がある。

(1) 善管義務、区分経理、立入検査

支給材又は貸与品について、乙は善良な管理者の注意をもって保管しなければならないこと、また支給材及び代金完済前の譲渡された型等並びに貸与された型等については、甲の所有物であることを「帳簿上・保管上」明確に区分して管理すべきであることを明らかにしておく必要がある。

そして、この保管状況調査の必要がある場合には、双方協議の上、乙の事業所へ立ち入ることができる旨定めておく。

(2) 転用、譲渡等の禁止、返還義務

支給材又は貸与品は、甲の目的物の製作に供するものである。これを保護するため、甲の同意なしには転用・処分又は第三者への譲渡もしくは再外注先への貸与等は禁止される。貸与品については、貸与期間満了後には甲への返還を必要とする。

〔補修部品の調達〕

{ 標準条文 }

第 条（補修部品の調達）

甲が当該目的物につき補修用として注文するときは甲乙協議の上、新たに個別契約を締結して、使用が見込まれる数量を発注するものとする。

解 説

補修部品の調達については甲乙協議の上定めることとする。

〔納入場所、納期と納入方法〕

{ 標準条文 }

第 条（納入地）

甲及び乙は、効率的な輸送コスト等を考慮し、納入地を個別契約に定めるものとする。

第 条（納期・納入）

（納期）

納期とは、個別契約による目的物を甲の指定する場所に納入すべき \_\_\_\_\_をいい、個別契約ごとに甲乙協議して定める。 期日、期間、期限のいずれか一つを選択する

（最小納入単位、納入頻度）

1．甲及び乙は、効率的な輸送コスト等を考慮し、目的物の最小納入梱包または数量単位、納入頻度、納期を定めるものとする。

（納入手続及び納期前納入の許容）

2．乙は、甲が定め乙が承認した納入手続に従い、納期に目的物を納入する。ただし、乙の輸送コスト等を勘案し、乙から請求のあった場合、目的物の納入を所定納期の\_\_\_\_日前まで認めるものとする。

（納期の変更）

3．乙は、納期前に目的物を納入しようとするときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

4．乙は、納期に目的物を納入できないと認めるときは、事前に速やかにその理由及び納入予定等を甲に申し出て、甲の指示を受けなければならない。

5．甲は甲の必要により納期の変更をする場合は、乙と協議しなければならない。

（納入品の引渡し）

6．第 条第 1 項に定める検査に合格した時点で目的物の引渡しがあったものとする。

7．受領に当たり検査をしない定めをした場合は、甲が目的物を受領した時点で目的物の引渡しがあったものとする。

（納入費用の負担）

8．納入費用は、甲乙協議の上、定めるものとする。

関係法令

- ・民法 第 4 1 2 条（履行期限と履行遅滞）  
第 4 1 3 条（受領遅滞）  
第 4 1 4 条（強制履行）  
第 4 1 5 条（債務不履行による損害賠償責任）  
第 5 4 1 条（履行遅滞による解除権）  
第 5 4 2 条（定期行為の解除権）  
第 5 4 3 条（履行不能による解除権）
- ・下請代金法関係 第 4 条 1（1）（受領拒否）  
第 4 条 1（4）（返品）

解 説

納期を厳守することは、乙の基本的な義務であると共に、納期に納入された目的物を受領することは、甲の義務である。

しかし、甲が発注内容を変更したり、支給材の支給時期が遅れたり、無理な納期指定をした場合や、乙が生産・労務管理に徹底を欠いたり、納期観念がルーズであった場合等には、納期

遅延が発生することが予想され、その結果相手方に損害を与えることもある。

従って、納期を変更する必要があるときには、あらかじめ相手方に通知し、その承諾又は指示を仰ぐ必要があるため、その措置について確認しておく必要がある。

#### (1) 納期の種類

納期には期日・期間・期限の3種類がある。期間とは、ある時点からある時点までの間の継続した時の区分をいい、期日とは一定の時点や時期をいう。期限は、法律行為の効力の発生や消滅、または債務の履行を将来発生する確実な事実にかからしめる場合である。例えば、9月30日が期限の場合は、現在から9月30日までの間に、9月21日から30日までの期間の場合は、その間に債務を履行しなければならない。9月30日が期日の場合は、9月30日に債務を履行しなければならない、それ以前でも以降でもいけないことになる。また、下請法の適用を受ける取引では、納期は期日としなければならない(下請法第3条規則第1条(1))

#### (2) 納入手続

納入方法は、「別に定める納入手続に従い」と規定されることが多い。この場合、納品書その他の書類の添付が要求される。

#### (3) 納期変更に伴う措置

納期変更之际には、変更手続と変更に伴う損害の負担方法を規定する必要がある。変更手続については、甲が納期変更をする場合及び乙が納期前納入あるいは納期遅延をする場合の手続である。納期変更が合意されても、納期変更に伴う損害は、その責にある者が負担することになる。

#### (4) 納入費用の負担

納入費用は、甲乙協議の上、定めるものとする。

#### (5) 受領拒否の禁止

下請法では、親事業者は下請事業者に製造委託又は修理委託した物品は、下請事業者の責に帰すべき理由がある場合以外は、その物品の受領を拒むことはできない、と規定されている。

その理由は、目的物が親事業者の指定に基づく特殊なものであるために給付の受領を拒まれた場合には、これを他に転売できず下請事業者の利益が著しく害される恐れがあるためである。

容認される場合は、下請事業者が親事業者から指定されたものと異なる物品を納入した場合や納期までにその物品を納入しなかった場合に限定される。一方、下請事業者に事実上無理な納期を強いたことにより物理的に納期を遅延した場合、遅延を理由に受領を拒むことは不当な「受領拒否」となり、また納期遅れにより生じた不要品を引き取らせることは、不当な「返品」となる。

また、受領拒否行為は発注後であればいつでも成立すると解されている。典型的な例としては、物品の受入時に拒否することであるが、一方まだ物品の納入まで至っていない間に親事業者の一方的都合で発注の取消を行った場合なども、受領拒否に該当する。

〔受入検査〕

{標準条文}

第 条

(受領・検査及び引渡し)

1. 乙は、目的物を甲に納入するに当たっては、納品書を添付し、指定納期に、指定場所に納入する。
2. 甲は、乙の目的物納入の都度受領を証する書面を乙に交付する。甲は、受領に当たり検査を実施する定めがある場合、あらかじめ定めた検査方法により、速やかに検査しなければならない。
3. 第2項に定める検査により不合格になったときは、甲は目的物が不合格になったことを証する書面を乙に交付する。

〔不足品、代品の納入等〕

{標準条文}

第 条

(代品の納入)

1. 乙は、甲の検査の結果、数量不足又は不合格品になったものについて、甲の指示に基づき速やかに不足分もしくは代品を納入する。

(手直し作業)

2. ただし、甲による不合格品の手直し等の指示がある場合、乙は誠意をもってこれに応じるものとする。

(不合格品又は過納品の引取り)

3. 第 条に定める検査の結果、目的物に不合格品又は過納品が生じた場合は、乙は甲の指定する期限内にこれを引取らなければならない。

関係法令

- ・民法 第400条(特定物債権における保管義務)  
第413条(受領遅滞)  
第659条(無償受寄者の注意義務)
- ・商法 第526条(買主の目的物の検査と瑕疵通知義務)
- ・下請代金支払遅延等防止法 第4条1(3)(下請代金の減額)  
第4条1(4)(返品)

解 説

商法第526条は、商人間の売買において、買主が目的物を受け取ったときは、遅滞なくこれを検査しその通知を発するのでなければ、その瑕疵又は数量不足による売主の責任を追及することができないものとしている。

また、発注者は受注者から目的物が納入されたときは、受取を証する書面を受注者に交付し、速やかに検査し、合否を確定して、これを受注者に通知しなければならない。

外注(下請)取引においても、品質管理の意味から、かかる過程を踏むことを前提に納入から受入に至るまでの過程を一括して規定する。

(1) 検査基準

下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準 第4 2 )(1)にも、「納品の検

査の実施方法、実施時期、当該発注に係る物品の適正な検査基準、検査の結果不合格となった物品の取扱い及び物品の過不足の場合の処理の方法を、あらかじめ協議して定めなければならない」としている。

#### (2) 検査時期

納入品の受入検査は「速やか」に行わなければならない。商法第526条では、検査は「遅滞なく」行わなければならないと規定している。

#### (3) 検査結果通知

甲は、受入検査をして、瑕疵（品質不良）又は数量不足のあるときは直ちにこれを乙に通知しなければならない。通知方法は、法解釈上は、口頭でも文書でもいずれでもよいことになっているが、外注（下請）取引では、事後の混乱を防ぐため、緊急のときに口頭で連絡しても、後で必ず書面で通知するようにすべきである。瑕疵の通知は、単に瑕疵ありでは足りず、乙において対応できる様に瑕疵の内容を示すことを要する。

#### (4) 保管義務

納入された後の目的物については、その所有権の如何にかかわらず、甲に保管義務がある。この場合「善良なる管理者の注意」をもって管理するものとする。

#### (5) 不足品又は代品の納入

目的物の数量が不足したり、不適合物が納入された場合は、甲は代替物の納入又は瑕疵の補修請求ができるものとする。

不適合物の納入があった場合、代替物納入又は瑕疵補修によって契約に適合する目的物とすることが可能な場合には、これによって経済目的を達することができるので、甲はこれを請求する利益は大きい。他方、乙にとっても、代替物納入又は手直しによって、不適合物の引渡しを理由に、甲が請求する損害賠償を軽減し、更に契約の解約を阻止することができるので利益がある。

### 注意事項

#### (1) 合理的な検査基準による検査

検査は、あらかじめ定められた合理的な検査基準に従って行う必要がある。不明確な検査基準を適用したり、突然に厳しい検査基準に変更したりして不合格品扱いをして返品するような行為は、下請法では不当な「返品」として禁止されている。

#### (2) 受入検査の時期

検査期間は商習慣や目的物の内容によって異なるが、一般的には、一週間程度の意味に解されている。また、下請法では、親事業者が下請事業者の給付の内容について検査しようとする場合は、その検査を完了する期日を書面により記載して交付しなければならないとしている（下請代金法第3条規則）。

#### (3) 品質保証と無検査制度

##### 品質の重要性

目的物の品質は、価格と並んで企業活動における重要な要素である。ユーザは、目的物の品質によって自己の欲求を満足させる。ユーザの品質に対する期待が裏切られた場合、その目的物は市場における適性を失う。品質に対する記憶は、長くユーザに留まると言われている。目的物を生産並びに販売する企業においては、品質問題が他に優先する基本問題といってよい。このため、企業は品質の向上と信頼性の確保に最大の努力を傾注しなければならない。

だからといって、いたずらに高級な品質、完全無失な品質を求めることは膨大な費用と時間を要することになり、企業活動として成り立たない。企業が販売活動で有利に立つためには、「採算限界内ですできるだけ高水準かつ均一の品質をもった目的物を生産・



販売して消費者の要望に応えることが必要」となる。これを適正品質と言う。

#### 受入検査の一部又は全部の省略

無条件に、受入検査を省略し、すべて無検査で受け入れられると言うことが、得策かどうかは検討の余地がある。無検査のため、不良品が続出し、甲の製造工程中又は出荷後に品質不良が発見されたと言うことになると、製造工程は混乱し、顧客に品質不良のレッテルをはられ、例え乙にその損害を請求できるにしても、回復することができない損失を被ることになる。

甲が受入検査の一部又は全部を省略して利益を得られるというためには、乙の不良品納入が極めて例外に近いという前提を必要とし、かつこれらの不良品が甲の各製造工程において摘出されるような製造工程への取り組みが大切である。

「品質は製造工程で作り込め」という品質管理の基本原則に基づき、事前の品質保証が徹底し、不良品の納入がほとんどないということが保証されると、甲の受入検査の一部又は全部を省略することができるということになる。

#### 受入検査省略の受入

受入検査を省略する場合には、目的物の納入（「受入」）時点で「受入」（「受領」）があったものとする。

なお、下請法では、下請事業者が文書により委任している受入品に、後日下請事業者の責に基づく品質不良が発見されても、納入後6ヵ月（親事業者の製品について、一般消費者に6ヵ月を超える保証期間を定めている場合には最長1年）経過して返品することは不当な「返品」となる（運用基準第23）。

#### 受領とは

下請事業者が納入した物品等を検査の有無にかかわらず受け取るという行為を指しており、下請事業者の納入物品等を事実上親事業者の支配下におけば受領したこととなる。

また、親事業者の検査員が下請事業者の工場へ出張し検査を行うような場合には、検査員が出張して検査を開始した日が受領日となる。

〔所有権移転〕

{ 標準条文 }

第 条（所有権移転）

目的物の所有権は、目的物代金の完済をもって乙から甲に移転する。

関係法令

- ・民法 第 1 7 6 条（物権変動の意思主義）

解 説

所有権移転は、甲乙間においては、危険負担の問題、物品の占有移転、管理費用の分担、果実収益権の問題に密接な関係を持つので、移転時期を明らかにする必要がある、第三者との関係では、目的物が甲のものか、乙のものであるかは、乙が破産した場合や第三者から執行の対象とされた場合等に、甲が取るべき法律的な措置方法（取戻権、執行異議の申立）が異なるので重要である。

〔危険負担〕

{ 標準条文 }

第 条（危険負担）

目的物の危険負担は、甲乙協議の上定めるものとする。

関連法令

- ・民法 第 5 3 4 条（債権者主義による危険負担）
- 第 5 3 6 条（債務者主義による危険負担）

解 説

所有権と危険負担は法的に分離できないものではないので、契約当事者が実情に合わせて決めればよい。

「納入時」の場合、目的物が納入されることにより、その物品に対する物理的支配権は親事業者の手に帰し、下請事業者としては、ただ親事業者の検査の結果を待っているという状態にあるので、自己のなすべき履行行為としての目的物の引き渡しを完了しており、もはや自らの力で損害発生防止に努める等の方策をとりえない。したがって、目的物が引き渡された後の危険及び損害は、一般的には引き取った側の負担とされている。

〔支払方法〕

{ 標準条文 }

第 条（代金支払方法）

代金の支払方法は、甲乙間で別に定める通りとする。

関係法令

- ・ 下請代金支払遅延等防止法 第 2 条の 2（下請代金の支払期日）  
第 4 条 1 (3)（下請代金の減額）  
第 4 条 2 (2)（割引困難な手形）  
第 4 条の 2（遅延利息）

解 説

代金の支払に関する条項は、取引条件の中でも最も重要な事項であるので、甲は支払方法、支払期日等を具体的に乙に書面で通知し、それに従って、確実に支払処理を行う必要がある。

代金の支払に関しては、下請代金遅延等防止法及び下請振興法に基づく振興基準に、下記のような規制及び指導があるので、乙が下請法で定める下請事業者には該当するときは、下請代金の支払について、以下のことを留意する必要がある。

- (1) 甲（親事業者）の下請代金の支払期日は、受入検査の有無にかかわらず、乙（下請事業者）の納入（甲の受領日）から 60 日以内で出来る限り短い期日を定めなくてはならない。
- (2) 目的物納入の日から 60 日を経過してもなお代金の全部、又は一部の支払が出来なかったときは、甲（親事業者）は、年 14 . 6 %（日歩 4 銭）の遅延利息を支払うこと。
- (3) 甲（親事業者）は、割引困難な手形、又は長期手形を交付しないこと。
- (4) 甲（親事業者）は、少なくとも、人件費相当分は現金で支払う等、現金比率を高めるよう努力すること。

・ めっき（支払期日・支払方法等）解説（参考条文）

- (1) 代金の支払期日及び支払方法については別に定める。ただし、甲は代金のうち人件費に相当する部分については、全額を現金で支払うよう努めるものとする。
- (2) 甲が乙に交付する手形は、乙において前項の支払い期日に一般の金融機関で割引ける手形でなければならない。
- (3) 甲は、第 項に定める支払い期日までに乙に代金の全部又は一部を支払うことができないときは、当該支払い期日から支払をする日までの期間について、未払金に対し年利 14 . 6% を乗じた金額を遅延利息として支払う。

〔相 殺〕

{ 標準条文 }

第 条（相殺）

甲又は乙は、相手方に対し立替金、その他の金銭債権を有するときは、甲乙双方が弁済期に到達したのものについて、相手方に対する債権対等額をもって相殺することができる。

関係法令

- ・ 民法 第 505 条（相殺の要件、相殺禁止の特約）  
第 506 条（相殺の方法、相殺の遡及効）
- ・ 下請代金支払遅延等防止法 第 4 条 2 (1)（早期相殺の禁止）

解 説

有償支給品の弁済期については、P . 13 を参照のこと。

## 〔瑕疵担保責任〕

### { 標準条文 }

#### 第 条（瑕疵担保責任）

乙から甲に目的物を引き渡したときから（ \_\_\_\_ ヶ月 ）以内に当該目的物に乙の責に帰する瑕疵が発見された場合の損害賠償は、 甲乙協議の上定めることとする。

### { 標準条文 }

#### 第 条（加工不良発生時の処理）

乙は、加工中に不良品が発生した場合には、直ちに加工を中止して甲に通知し、その指示を受けるものとする。

不良品により損害が生じた場合の負担は、次の各号によるものとする。

- 一 不良品発生の原因が支給材又は貸与品にあるときは、甲の負担とする。
- 二 不良品発生の原因が乙の技術又は設備にあるときは、乙の負担とする。
- 三 不良品発生の原因が前各号のいずれにもあるか又はいずれにもない場合は、甲乙協議して定める。

## 関係法令

- ・民法 第 5 6 6 条（占有を内容とする権利が存する場合又は地役権が存しない場合の担保責任）
  - 第 5 7 0 条（瑕疵担保責任）
  - 第 9 0 条（公序良俗違反の法律行為の無効）
- ・商法 第 5 2 6 条（買主の目的物の検査と瑕疵通知義務）
- ・独占禁止法 第 1 9 条（不公正な取引方法の禁止）

## 解 説

本条は、相互に関連して部品・材料などの納入者の品質保証上の責任負担の範囲・限度についての規定である。電子産業の構造上、電子基板メーカーが製造する製品は、全工程を電子基板メーカーが行う場合、又は工程の一部を専門加工（設計、製版、めっき、穴あけ、金型、外形加工等）を外部委託し、電子基板メーカーが受注先である主にセットメーカーに納品する。その後、電子部品が搭載され最終製品として組み込まれる。最終製品或いは組立中間工程で問題が起きかつ電子基板に明らかに不良がある場合、又は不良原因が特定できない場合であっても、電子基板メーカーに対しては、実際に発注した範囲のみならず搭載された部品コスト、回収費用、検査代等の多大な賠償額を電子基板メーカーに全額もしくは発注額をはるかに超えた瑕疵担保責任として請求されているのが現状である。

電子基板の不良によって派生又は拡大した損害賠償の範囲については、トラブル防止の為、甲乙間で予め取り決めを行う等の予防策を講じることが必要となる。

また、瑕疵担保責任の期間については、以下の関係法令を参考提示する。

- (1) 商法第 5 2 6 条 { 買主の目的物の検査と瑕疵通知義務 } : 6 ヶ月と定められている。
- (2) 民法第 6 3 7 条 { 担保責任の存続期間(1) } : 1 年以内と定められている。

## 〔秘密保持〕

### { 標準条文 }

#### 第 条（秘密保持）

甲及び乙は、相互に基本契約及び個別契約により知り得た相手方の業務上の秘密を相手方の承諾を得ない限り、第三者に漏洩してはならない。

ただし、次の場合はこの限りではない。

- (1) 既に相手が知り得ていたもの。
- (2) 既に公知であるもの。
- (3) 相手方の責によらないで後で公知となったもの。

#### 第 条（図面・仕様書等の管理）

1．甲及び乙は、相手方が貸与し又は提出した図面、仕様書、加工条件、加工特性等の保管管理については、厳重にこれを行うものとし、相手方の承諾がない限り、第三者に貸与又は閲覧等をさせてはならない。

2．甲及び乙は、前項の図面、仕様書、加工条件、加工特性等の指示について疑義がある場合は、相手方に申し出て書面による指示に従い処理するものとする。

## 関係法令

- ・民法 第644条（受任者の注意義務）

## 解 説

外注（下請）取引では、甲・乙の財務、営業、ノウハウ等の秘密が甲・乙から第三者に漏洩されることが少なくない。言うまでもなく、極めて厳しい競争下にある企業において、こうした秘密、ノウハウ等が漏洩された場合、その影響は図りしれない。特にノウハウ等は、各企業が多年にわたる研究の成果として得たもので、その流出は多額の経済的損失をもたらすことになる。従って秘密保持は甲ばかりでなく、乙にとっても、その必要のあることは当然のことと考えられ、この規定は双方の企業が同様の義務を負うよう設けるべきである。

秘密保持に関する規定としては、相手方から交付された仕様書、図面及び加工条件、加工特性などを記載した書類等の厳重な管理、その仕様書、図面等を利用した製品、又はその類似品の製作販売の禁止、交付された仕様書、図面等に基づいて考案された知的所有権の処理、受注した目的物の全部、又は一部の再外注の禁止等がある。

- (1) 企業の秘密は、仕様書、図面、ノウハウ等の技術上の秘密ばかりでなく、取引の対象である目的物の品名、販売予定数量、販売の予定時期、得意先等、業務上の秘密も含まれる。
- (2) 秘密保持は、基本契約や個別契約が成立してから知り得たものばかりでなく、見積依頼の段階から発生することを留意すべきである。

## 〔知的財産権〕

### { 標準条文 }

#### 第 条（知的財産権及び関連発明）

- 1．甲又は乙は、目的物につき第三者との間に工業所有権上の権利侵害等の紛争が生じたときは、相手方に通知し、甲及び乙のうちその責に帰すべき者が、その負担と責任において即刻解決するものとする。
- 2．甲乙の共同研究により取得した工業所有権・関連発明の帰属は、甲乙協議して定めるものとする。
- 3．甲又は乙は、相手方の図面・仕様書により製作された目的物又はその製作方法に関連し、工業所有権の出願を行う場合は、事前にその旨を相手方に申し出て書面による承諾を得なければならない。

#### 関係法令

- ・民法 第709条（一般の不法行為・要件と効果）  
第723条（名誉毀損）

#### 解 説

「工業所有権」とは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権を総称したものであり、工業所有権、回路配置使用权、ノウハウ、著作権を総称して「知的財産権」という。

知的財産権は、法律によって特定のものにのみ、その使用が独占的に認められているので、甲乙間の取引においても、第三者の知的財産権を侵害しないよう万全の注意を払うこと、並びに万一第三者の知的財産権を侵害した場合、誰が責任を持って解決するかということを明確にしておくことが重要である。

## 〔戦略物資輸出〕

### { 標準条文 }

#### 第 条（戦略物資輸出）

甲は、日本国外国為替及び外国貿易管理法を遵守するものとし、目的物に同法で定める戦略物資又は特定技術に該当するものが含まれている場合、これを輸出する際には日本国政府の許可を得るものとし、顧客、用途、仕向地の確認をするものとする。なお、甲は当該許可の取得のために乙に対し情報提供を求めることができる。

#### 解 説

本条は、日本国外国為替および外国貿易管理法、輸出貿易管理令、外国為替管理令等ならびにKNOW規制等の改正の際には、再検討する必要がある。

#### 〔権利義務の譲渡〕

##### {標準条文}

##### 第 条（権利義務の譲渡）

甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾を得ない限り、本契約又は個別契約により生ずる権利義務（債権および債務を含む）の全部又は一部を第三者に譲渡又は担保に供してはならないものとする。

#### 関係法令

- ・民法 第466条（債権の譲渡性、譲渡禁止の特約）  
第467条（指名債権譲渡の対抗要件）

#### 解 説

民法上は、取引関係を通じて得られた権利は、原則として、権利者の自由意思で譲渡できることになっているので、取引基本契約書で明確に権利義務の譲渡及び担保提供等を制限しておくことが必要である。

#### 〔取引停止等の予告〕

##### {標準条文}

##### 第 条（取引停止等の予告）

- 1．甲又は乙は\_\_\_ヵ月以上にわたって取引を停止する場合は、個別契約に係る最終の納期の\_\_\_ヵ月前にその旨を予告するものとする。
- 2．前項の場合、乙は甲に対して、乙が甲のために調達した金型、冶工具、原材料、部品、半製品、要員等の準備に要した費用については、甲乙協議の上定めるものとする。

#### 解 説

継続的な取引関係において、取引を長期間にわたって停止する場合、又は取引の内容を著しく変更する場合、これらの措置に伴う損害を最小限にとどめ、相手方に十分な対応ができるよう相当の猶予期間をおいて通知する旨の規定をする。

また、取引契約が有効期間中であるにもかかわらず、新製品への切り換え、生産のうちきり等の理由で、甲乙間の取引が数ヶ月以上にわたって、事実上停止する場合もあり得るため、このような場合には、相手方が不測の損害を被らないよう特に慎重な配慮が必要である。



〔契約の解約〕

{ 標準条文 }

第 条（期限の利益の喪失及び契約の解約）

- 1．甲又は乙は、相手方に次の各号の一に該当したときは、何らの催告なしに本契約及び個別契約の全部又は一部を解約することができ、それらの契約に基づく一切の債務の履行につき期限の利益を失い、直ちに残債務の一切を相手方に支払うものとする。
  - 一 甲又は乙が金融機関から取引停止の処分を受けたとき。
  - 二 甲又は乙が監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき。
  - 三 甲又は乙が第三者より仮差押、仮処分、強制執行等を受け、契約の履行が困難と認められるとき。
  - 四 甲又は乙について、破産の申立て、商法上の整理開始の申立て、特別清算開始の申立て、民事再生開始の申立て及び会社更生手続開始の申立ての事実が生じたとき。
  - 五 甲又は乙が解散の決議をし、又は他の会社と合併したとき。
- 2．甲又は乙は、相手方が本契約又は個別契約に違反したときは、書面をもって契約の履行を催告し、 日を経過しても契約が履行されないときは、本契約及び個別契約の全部又は一部を解約することができるものとする。
- 3．甲又は乙は、災害その他やむを得ない理由により契約の履行が困難と認めるときは、相手方と協議の上、本契約及び個別契約の全部又は一部を解約することができるものとする。

〔通知義務〕

{ 標準条文 }

第 条（通知義務）

甲又は乙は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、速やかに相手方に通知しなければならない。

- 一 第 条第 項の各号及び第 項のいずれかに該当したとき。
- 二 取引に関連ある営業を譲渡し、又は譲り受けたとき。
- 三 住所、代表者、商号その他取引上の重要な変更が生じたとき。

解 説

甲及び乙は、できるだけ長期間にわたって取引を継続していくよう努力することは当然であるが、やむを得ない事情によって、契約途中で取引を中止せざるを得ないことがある。このような場合に備えて、甲及び乙は、取引基本契約書でどのような場合に契約を解約できるか（解約理由）また契約の解約はどのようにして行うのか（解約手続）ということを確認しておき、解約に伴う問題発生を最小限に食い止めるようにしておくことが大切である。

なお、契約の解約は相手方に与える影響が非常に大きいので、特に甲がこれを行う場合は、乙の立場を十分に考慮し慎重に対処しなければならない。

契約の解約については、実情に応じて様々な規定の仕方があるが、標準条文では乙の立場を考慮し、次の場合に分けて規定する方法を示している。

(1) 即時に解約できる場合

主として金融機関からの取引停止、破産の申立て等、相手方の財産状態が極めて悪化したとき、あるいは官庁からの営業取消等、取引を継続しがたい事由が生じたとき。

(2) 一定の予告期間を置いて解約できる場合

相手方が基本契約や個別契約に違反し、一定の期間を置いて督促しても契約が履行されないとき。

(3) 双方で協議の上、解約できる場合

契約したが、やむを得ない事情により契約の履行が困難になったため、相手方に申し出てその了解を得たとき。

〔協議解決〕

{標準条文}

第 条（協議解決）

本契約及び個別契約の規程に関する疑義又はこれらの規程に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議解決するものとする。

関係法令

- ・民法 第1条（私権の行使の原則）

解 説

実際の取引を進めていく中で、取引基本契約書や個別契約書あるいは付属協定書に取り決めていない問題が発生したり、取り決めてあったとしても解釈上、疑問が生じることも多い。このような場合は、双方が長期安定的取引関係を維持発展させるという共通の認識・目標のもとに誠意をもって協議し、解決に当たらなくてはならない。

〔管轄の合意〕

{標準条文}

第 条（管轄の合意）

本契約及びこれに基づく個別契約並びに付帯契約に関連する訴訟の管轄裁判所は\_\_\_\_\_裁判所とする。

〔有効期間〕

{ 標準条文 }

第 条（有効期間）

1. 本契約の有効期間は、本契約締結の日から\_\_\_\_年\_\_月\_\_日までとする。ただし、期間終了の\_\_ヵ月前までに、甲又は乙から書面による変更、又は解約の申し出のないときは、本契約は同一条件で更に\_\_ヵ年継続するものとし、以後も同様とする。
2. 本契約の終了時に個別契約が存在しているときは、本契約は、当該個別契約の存続期間中有効とする。

解 説

契約の有効期間とは、この取引基本契約書が甲及び乙を拘束する期間をいい、通常は一定期間を定めそれ以降は自動的に延長される形になっているものが多い。

やむを得ず、有効期間の満了をもって、取引基本契約書を終了させ、両者の取引関係を解消する場合は、相手方の経営に著しく影響を与えないように配慮し、一定の猶予期間をもって予告する必要がある。

なお、基本契約が終了又は解約された場合においても、瑕疵担保責任や秘密の保持、知的所有権に関する条項等については、その性質上引き続き、基本契約書で定めた責任を双方が確実に履行していくことが必要である。

〔契約締結者〕

{ 標準条文 }

この基本契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名捺印の上、各 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲 所在地 社名 代表者氏名 印（肩書 代理人氏名 印）

乙 所在地 社名 代表者氏名 印（肩書 代理人氏名 印）

解 説

取引基本契約書は、取引の根幹を成すものであり、内容についても代表者自身が確認の上、締結することが望ましい。契約締結者は、原則として代表者（代表取締役等）である。しかし、法律的にみると、代表者でなくても当該取引に関する権限を有する取締役・支店長・部長等であれば有効であるので、相手方の契約締結者とのバランスも考慮し、適宜判断することとなる。

なお、契約時の契約締結者がその後変更した場合でも、会社として契約を締結しているわけであるため、契約書は引き続き有効であり、差し替える必要はない。

## オンライン発注と下請法

(第一法規株式会社発行 「情報ネットワークの法律実務」より)

### 下請法における電子受発注の取扱い

下請代金支払遅延等防止法(以下「下請法」という)では、発注内容、支払方法等が不明確であるとトラブルが生じやすく、特に、親事業者・下請事業者という取引上の地位に優劣がある者間の取引である下請取引においては、トラブルが生じた場合、取引上弱い立場にある下請事業者が不利益を受けることが多いことから、同法3条は、親事業者に対し、下請事業者に製造委託・修理委託をした場合には、直ちに、委託の内容、下請代金の額、支払期日、支払方法等公正取引委員会規則(「下請代金支払遅延等防止法第3条の書面の記載事項等に関する規則(昭和60年公正取引委員会規則3号)」、以下「3条規則」という)で定められた事項を記載した書面を交付することを義務づけている。

また、親事業者に下請事業者との間の取引条件について、その履行状況を明確に記録し、保存させることにより、親事業者がその履行に常に注意を払い、自主的に下請法を遵守することを期待するとともに、公正取引委員会等が親事業者の下請事業者との取引条件の履行状況を迅速かつ正確に調査できるようにするため、同法5条において、下請取引の記録について公正取引委員会規則(「下請代金支払遅延等防止法第5条の書類の作成及び保存に関する規則(昭和60年公正取引委員会規則4号)」、以下「5条規則」という)で定められた事項を記載した書類を2年間保存しておくことを義務づけている。

そして、同法3条の規定による書面を交付しなかった場合や同法5条の規定による書類を作成、保存せずまたは虚偽の書類を作成した場合には、同法10条の規定によって3万円以下の罰金に処せられることが定められている。

このような下請法の「書面」主義については、同法3条および5条の規定が制定された当初から、取引条件の証拠化を図る観点から明確に示されたものの、書面によらない発注手段については、同法3条および5条の規定が制定された当時は必ずしも想定されておらず、明確な規定は存在しなかった。

そこで、公正取引委員会では、1985(昭和60)年12月、下請代金支払遅延等防止法第3条の書面の記載事項に関する規則(昭和40年公正取引委員会規則4号)および下請代金支払遅延等防止法第5条の書類の作成及び保存に関する規則(昭和31年公正取引委員会規則3号)を、それぞれ3条規則および5条規則に全面改正する際に、いわゆるペーパーレス発注の導入に対応するための規定を設けた。併せて、ペーパーレス発注・記録保存を行う親事業者の遵守すべき事項を明らかにするため、「親事業者が磁気記録媒体

等の交付によって発注を行う場合及び下請取引の経緯を磁気記録媒体等に記録し保存する場合の指導方針について」(昭和60年12月取引部長通知、以下「取引部長通知」という)を定めた。

その後、我が国経済においては、インターネットの急速な普及に代表される情報通信技術の発達に伴い、電子商取引の普及が急拡大し、電子商取引を行うに当たり、書面の交付等を義務付けている法制度がその拡大の妨げになっているのではないかとの指摘が寄せられた。このような指摘を踏まえて、2000(平成12)年11月に、民間における商取引に関する書面の交付等の義務に代えて、書面に記載すべき事項を、情報通信技術を利用する方法により提供することが可能となるように50の関係する法律を改正するために、「書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律」(以下「書面一括法」という)が制定された。

書面一括法によって、下請法も改正され、下請事業者の承諾を得た場合には、書面に代えて、書面に記載する事項を情報通信技術を利用する方法で提供することができること等について明確化が図られ、2001(平成13)年1月には、下請事業者の承諾を得る方法について定めた「下請代金支払遅延等防止法施行令」(以下「施行令」という)が制定された。また、同年3月には、情報通信技術を利用する方法の具体的な内容等を定めるために、3条規則および5条規則が改正された。これらの法律等は、いずれも同年4月1日から施行された。

このような一連の下請法等の改正等によって、下請法の適用を受ける取引(以下「下請取引」という)において情報通信の技術を利用した受注および発注(以下「電子受発注」という)ができることが、下請法の条文上明確化されたことにより、下請取引において電子受発注の活用が促進され、下請事業者においても昨今のIT化の利益を享受できることが期待される一方で、下請取引においては、親事業者と下請事業者が対等の立場にないケースが少なくなく、親事業者が下請事業者に対して、一方的に電子受発注を押し付けたり、不当な費用負担を押し付けられるのではないかとの懸念が改正の過程において中小企業関係者を中心に表明されていた。

公正取引委員会においては、このような懸念に対応するため、下請取引における電子受発注に伴って、親事業者が下請事業者に不当な費用負担を押し付けること等の下請法の趣旨に反する行為が行われることがないように、どのような行為が下請法や私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「独占禁止法」という)(優越的地位の濫用)上問題となるかなどを明らかにするため、2001(平成13)年3月30日に「下請取引における電磁的記録の提供に関する留意事項」(以下「留意事項」という。<http://www.jftc.go.jp/sitauke/3/denjiryui.html>)を策定・公表した。なお、本留意事項の公表によって、取引部長通知は廃止された。

以下では、下請法等における電子受発注に係る規制の概要および留意事項の概要について解説する。

## 下請法等における電子受発注に係る規制の概要

### 1 下請法 3 条関係

下請法 3 条においては、親事業者は、下請事業者との取引の内容、下請代金の額等を記載した書面を交付する義務があるが、2000（平成12）年の下請法の改正により 3 条に 2 項が追加され、この規定により、親事業者は下請取引において、あらかじめ下請事業者の承諾を得た場合、書面に代えて情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という）により書面に記載すべき事項を下請事業者に提供できることが、下請法の条文上、明確化された。

2 項 親事業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該下請事業者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって公正取引委員会規則で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該親事業者は、当該書面を交付したものとみなす。

下請事業者の承諾を得る具体的な方法及び親事業者が電子受発注において利用できる具体的な方法については、それぞれ施行令および 3 条規則によって定められている。

#### （1）下請事業者の承諾

##### 承諾の方法

親事業者は、下請取引において、3 条の書面に記載すべき事項を電磁的方法によって提供する場合には、あらかじめ、下請事業者に対して、使用する電磁的方法の種類および内容を示して、書面または電磁的方法による承諾を得なければならない（施行令 1 項）。

使用する電磁的方法の種類および内容については、3 条規則 3 条で定められ、親事業者が使用する電磁的方法（電子メール、ウェブ等）およびファイルへの記録の方法を下請事業者に示す必要がある。ファイルへの記録の方法とは、提供される電磁的記録をファイルへ記録する形式・方式であり、例えば、電子メールの添付ファイルとして提供する場合には、その添付ファイルを使用する場合のソフトウェアの形式、バージョン（例えば、word98、一太郎バージョン 8 以上など）などである。

##### 承諾の撤回等

親事業者は、下請事業者の承諾を得た後であっても、下請事業者から書面または電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合には、下請事業者の申出以降の下請取引においては、書面に記載すべき事項を電磁的方法によって提供してはならない。ただし、下請事業者が、再び、電磁的方法による提供を受けることを承諾した場合には、親事業者は書面に記載すべき事項を電磁的方法によって提供することができる（施

行令2項)。

(2) 書面の交付に代えることができる電磁的記録の提供の方法

下請取引において書面の交付に代えることができる電磁的方法は、3条規則において以下のように規定された。いずれの方法を用いる場合であっても、下請事業者が電磁的記録を出力して書面を作成できることが必要となる(3条規則2条)。

- ・電気通信回線を通じて送信し、下請事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル(以下「下請事業者のファイル」という)に記録する方法(例えば、電子メール、EDI等)
- ・電気通信回線を通じて下請事業者の閲覧に供し、当該下請事業者のファイルに記録する方法(例えば、ウェブの利用等)
- ・下請事業者に磁気ディスク、シー・ディー・ロム等を交付する方法

2 下請法5条関係

(1) 5条の改正

下請法5条においては、下請取引の経緯について記載した書類を作成・保存する義務が規定されているが、2000(平成12)年の下請法の改正により、5条は以下のとおり改正され、親事業者は、下請取引の経緯について記録した電磁的記録によって作成・保存することができることが下請法の条文上、明確化された。

5条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託又は修理委託をした場合は、公正取引委員会規則で定めるところにより、下請事業者の給付、給付の受領、下請代金の支払その他の事項について記載し又は記録した書類又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を作成し、これを保存しなければならない。

(2) 電磁的記録による書類の作成・保存の要件

下請取引の経緯に係る電磁的記録を作成・保存する場合、公正取引委員会等の検査に当たって、その内容が容易に確認できるようにするため、5条規則において、以下のような要件が定められた(5条規則2条3項)。

- ・記録事項について訂正または削除を行った場合には、これらの事実および内容を確認できること
- ・必要に応じて電磁的記録をディスプレイの画面および書面に出力することができること
- ・下請事業者の名称等や範囲指定した発注日により、電磁的記録の記録事項の検索をすることができる機能を有していること



## 下請取引における電磁的記録の提供に関する留意事項の概要

留意事項は、「第1 電磁的記録の提供の方法に関する留意事項」および「第2 下請取引における電子受発注に伴う下請法及び独占禁止法上の留意事項」の2部で構成されており、以下で、それぞれについて解説する。

### 1 電磁的記録の提供に関する留意事項

3条規則2条において、書面の交付に代えて行うことができる電磁的方法は、上記1-1-(1)のとおり定められているが、留意事項においては、それらに該当する方法を具体的に例示するとともに、いずれも、下請事業者のファイルに記録することが要件となっていることから、電子メールにより送信する方法およびウェブのホームページを閲覧させる方法において下請事業者のファイルに記録するための留意事項が示されている。

#### (1) 電磁的方法

3条規則2条において、書面の交付に代えて行うことができる電磁的記録の提供の方法が定められているが、留意事項においては、それぞれの方法について具体的に例示するほか、ファックスによる送信の取扱いについて明確化されている。

ファックスによる送信の取扱いについては、従来、公正取引委員会の運用では、ファックスによる送信を書面の交付として取り扱ってきていることから、留意事項には、「受信と同時に書面により出力されるファックスへ送信する方法は、書面の交付に該当する」と記載され、従来の運用に沿った形で明確化されている。

また、近年、受信と同時に書面に出力するのではなく、ファックス自体に備えられたファイルに記録させ、受信者がパスワードを入力するなどによって受信後に書面に出力する機能を有するものがある。このようなファックスについては、「電磁的記録をファイルに記録する機能を有するファックス」として、書面の交付に代えて行うことができる電磁的記録の提供の方法に該当することが明確化されている。

#### (2) 電子メール等による電磁的記録の提供に係る留意事項

書面の交付に代えて電磁的記録を下請事業者を提供する場合、3条規則2条1項において、当該電磁的記録を下請事業者の「使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する」ことが要件とされており、これに関連して、留意事項では、親事業者が留意しなければならない事項が、電子メールにより送信する場合とウェブのホームページを閲覧させる場合に分けて示されている。

##### 電子メールにより送信する場合

下請事業者がメールサーバを有している場合もありうるが、通常の下請事業者の場合は、インターネットプロバイダ等と契約をしたり、親事業者のシステムを利用するなど、当該プロバイダ等のメールサーバを利用することが多いことから、電子メールを送信しても、当該メールサーバに記録されるだけでは、下請事業者のファイルに記録されたことにはな

らない。したがって、留意事項においては、下請事業者が当該メールを受信することにより、下請事業者のファイルに記録されていなければ、書面の交付に代えて提供したことにはならないことが示されている。

また、昨今、携帯電話メールが急速に普及しているが、現在においては、携帯電話会社のサーバに記録され、携帯電話そのものに記録されるものではないことから、留意事項においては、書面の交付に代えて行うことのできる電磁的記録の提供の方法には該当しないことが示されている。

#### ウェブのホームページを閲覧させる場合

親事業者が下請事業者に対して、ウェブによって、電磁的記録を提供する場合には、下請事業者は、ブラウザソフトによりウェブのホームページを閲覧することになるが、この方法は、一時的に情報をメモリーに保存することによりウェブのホームページを表示させるものである。電子計算機に備えられたファイルに記録するということは、情報を下請事業者のファイルに固定させ、いつでも当該情報を取り出せるようになっていることが必要であることから、下請事業者がホームページを閲覧しただけでは、下請事業者のファイルに記録することにはならない。したがって、留意事項においては、親事業者が下請事業者に対して、ウェブによって、電磁的記録を提供する場合には、親事業者は別途電子メールで送信するか、ホームページにダウンロード機能を付けるなどの措置が必要となることが示されている。

## 2 下請取引における電子受発注に伴う下請法および独占禁止法上の留意事項

下請取引においては、親事業者と下請事業者が対等の立場にないケースが少なくなく、親事業者が一方向的に電子受発注を押し付けたり、不当な費用負担を押し付けるのではないかとの懸念がある。このような懸念に対して、留意事項においては、親事業者のどのような行為が下請法や独占禁止法上問題となりうるかについて、具体的に考え方が明らかにされている。

### (1) 下請事業者の承諾

書面の交付に代えて電磁的記録の提供を行う場合は、あらかじめ下請事業者の承諾を得る必要があり、当該承諾の方法については、上記で解説したとおり、施行令および3条規則に定められている。留意事項では、親事業者が下請事業者の承諾を得るに当たって下請法や独占禁止法の観点から、留意すべき事項が示されている。

親事業者が下請事業者に対して、承諾しない場合には、取引の数量を減じ、取引を停止し、取引の条件または実施について不利益な取扱いをすること等を示唆するなど承諾を余儀なくさせる場合には、下請法および独占禁止法上の問題が生じうることから、下請事業者の承諾を得るに当たっては、3条規則3条で定める事項（親事業者が使用する電磁的記録の提供方法およびファイルへの記録の方式）に加えて、費用負担の内容、電磁的記録の提供を受けない旨の申出を行うことができることも併せて提示することが必要となるとさ

れている。

また、書面の交付は、物品の製造委託又は修理委託を行う都度、すなわち、発注の都度交付しなければならないが、親事業者と下請事業者は継続して取引を行うことが多いことから、留意事項においては、電磁的記録の提供に係る承諾については、今後の下請取引について下請事業者から一括して承諾を得た場合には、発注の都度承諾を得る必要がないことが明確化されている。

## (2) 費用負担

電磁的記録の提供においては、親事業者にとって電磁的記録を提供するための費用が必要になる一方、下請事業者にとっても電磁的記録の提供を受けるための費用が必要になるが、親事業者が負担すべき費用を下請事業者に対して負担をさせたり、下請事業者に過度の費用を負担させたりすることが懸念されている。

留意事項においては、電磁的記録の提供に関して、下請法および独占禁止法に照らして、親事業者のどのような行為が問題となるのか、具体的に考え方が示されている。

### 電磁的記録の提供に係るシステム開発費等

親事業者が下請事業者に電磁的記録の提供を行うため、システム開発費等親事業者が負担すべき費用を下請事業者に負担させることは、独占禁止法19条(一般指定14項 優越的地位の濫用)に違反するおそれがあるとされている。しかし、「下請事業者の利用に応じて追加的に発生する費用」については、下請事業者が得る利益の範囲内での負担を求めるとは、例外的に認められるとしている。

「下請事業者の利用に応じて追加的に発生する費用」とは、例えば、親事業者が電子受発注に利用しているシステムにおいて、下請事業者に対して、統計情報、商品の需要予測等の情報も提供できる仕組みとなっている場合、下請事業者が、このような情報を利用することによって発生する費用などが該当すると考えられる。

### 電子情報機器等の購入等

下請事業者が電磁的記録の提供を受けるために必要な通信機器、電子計算機等の機器、ソフトウェア等を購入することやインターネットプロバイダ、システムサービス事業者等からの役務の提供を受けることがある。このような場合において、親事業者が下請事業者に対して、書面の交付に代えて電磁的記録の提供を求めること自体は、直ちに、下請法または独占禁止法上問題となるものではない。

しかしながら、留意事項においては、下請法4条1項6号(購入強制の禁止)または独占禁止法19条(一般指定14項 優越的地位の濫用)に違反するおそれがあるものとして、次のとおり、2つの場合が例示されている。

・ 正当な理由がないのに、自己の指定する通信機器、電子計算機等の機器、ソフトウェア等を購入させまたは自己の指定するインターネットプロバイダ、システムサービス事業者等からの役務の提供を受けさせること

・親事業者が提供するシステムの一部の機能しか下請事業者が利用しないにもかかわらず、そのほとんどの機能を利用することを前提とした費用の負担を求めること

具体的には、下請事業者が既に電子計算機を所有し、これを利用することができるにもかかわらず、親事業者が自己の指定する機種に限定する場合、現在、契約しているインターネットプロバイダとの契約を解除し、自己の関連会社のインターネットプロバイダと契約させる場合、親事業者が下請事業者に対し、業務の効率化を理由にするなどして、ほとんど使用しない機能を有するソフトを購入要請するような場合などが想定される。このような場合には、下請法4条1項6号（購入強制の禁止）または独占禁止法19条（一般指定14項 優越的地位の濫用）に違反するおそれがあると考えられる。

#### 通信費用等の負担

留意事項においては、親事業者が下請事業者に書面の交付に代えて電磁的記録の提供を行うために要する通信費用を下請代金から減額するなどして下請事業者に負担させることは、下請法4条1項3号（減額の禁止）または独占禁止法19条（一般指定14項 優越的地位の濫用）に違反するおそれがあることが示されている。しかし、下請事業者が親事業者から送信された電磁的記録を受信するために要する通信費用について、あらかじめ下請事業者の承諾を受けたときは例外的に認められるとしている。

下請法3条では、親事業者に対し、書面の交付を義務付けていることから、親事業者は書面の交付に要する費用を自己が負担する必要があるが、親事業者は、原則として書面の交付に代えて行うことができる電磁的方法によって生じる費用のすべてを負担しなければならない。しかしながら、下請事業者は、通常取引等で電磁的方法を用いたり、取引先との事務連絡など、下請取引における電子受発注の目的のほかにも電磁的方法を利用することが一般的であり、親事業者からの送信内容を受信するための通信費用のみを特定して親事業者負担を求めることは実務的にも困難である。そのため、通信費用については、あらかじめ下請事業者の承諾を得たときは、下請事業者の負担とすることも認めたと考えられる。

#### （3）電磁的方法による提供を承諾しない下請事業者等への不利益な取扱い

親事業者が書面の交付に代えて電磁的記録の提供を行うためには、下請事業者の承諾を得る必要があるほか、下請事業者は承諾をした後でも、書面の交付を求めることができるが、承諾をしない下請事業者や書面の交付を求めた下請事業者に対し、取引条件や取引の実施について不当に不利益な取扱いをすることも懸念される。留意事項において、かかる取扱いをすることは独占禁止法19条（一般指定14項 優越的地位の濫用）に違反するおそれがあることが示されている。

#### （4）電磁的記録の提供を行うことができなかったときの措置

電磁的記録の提供は、書面の交付に代えて行うものであることから、直ちに電磁的記録の提供を行うことができない場合は、その理由のいかんにかかわらず、下請法3条の義務を履行したとはいえない。留意事項においては、このような場合は、親事業者は下請事業

者に書面を交付する必要があるとしている。

同様に、親事業者が電子メールを送信することや、下請事業者がホームページを閲覧するだけでは、書面の交付に代えて電磁的記録の提供をしたことにならないので、留意事項においては、下請法を遵守する観点から、このような場合には、親事業者において下請事業者のファイルに記録されたか否かを確認する必要があるとされている。

また、下請事業者が納期に納品できない場合、これを理由に受領を拒否したり、下請代金を減額したりすることは、それが下請事業者の責に帰す事由があれば、下請法4条で禁止する受領拒否や減額に該当しないが、留意事項においては、電子受発注における納期遅れに関する考え方が示されている。

親事業者が下請事業者に対して、書面に記載すべき事項を電子メールで送信したが、何らかの理由で下請事業者のファイルに記録されなかった場合において、下請事業者は、その内容を知るのが遅くなるなどにより、下請事業者が指定された納期に納品できないことがあったとしても、これを理由に受領を拒否したり、下請代金を減じることは下請法4条に違反することが示されている。

なお、下請事業者のファイルに記録された後、下請事業者が誤って電磁的記録を削除した場合については、下請事業者のファイルに電磁的記録が記録された時点で、書面の交付と見なされることから、このような場合に納期に納品できない場合または発注とは異なった仕様の製品を納入した場合には、通常、下請事業者の責に帰すべき事由があると認められることから、親事業者は、受領を拒んだり、合理的な範囲内で減額したとしても下請法上は問題とならないと考えられる。

【改訂内容】

2001年9月 書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律に関する法律制定に伴う下請代金支払遅延等防止法改正について加筆修正

(1999年1月執筆)

(2001年9月改訂)

---

第一法規株式会社発行  
『「情報ネットワークの法律実務」  
第1巻 第4章 電子商取引  
3 オンライン発注と下請法』  
より転載



**参考**

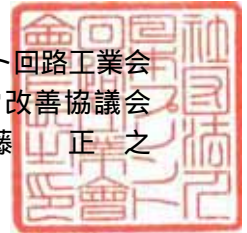
**プリント配線板製造における  
金型、電気検査治具、印刷板、フィルムの  
お取り扱い改善について（お願い）**





お 得 意 様 各 位

社団法人日本プリント回路工業会  
プリント配線板経営改善協議会  
会 長 伊 藤 正 之



「プリント配線板製造における金型、電気検査治具、印刷版、フィルムのお取扱い改善について」(お願い)

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、平素はプリント配線板業界に対し格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご承知の通り日本の製造業全体は危機に瀕しており、出口の見えない平成不況の中で、日本の製造業は奔流のように中国、東南アジア諸国などへ生産拠点の移転を進めてきました。そして当然のことながら「国内空洞化」が現実のものとなりつつあることは、誰の眼にも明らかとなっており、日本のリーディングインダストリーの一つである電子産業自体に根本的な構造改革が要求されております。主に電子業界を支える重要な産業として位置づけられ、共に発展してきたプリント配線板業界を取り巻く経営環境は大変厳しく、今後も予断を許さない状況にあります。

当工業会と致しましても、平成5年度からプリント配線板製造業の経営体質の改善・強化を図るべく「プリント配線板経営改善協議会」を設置し、種々方策を練って参りました。その一つとして、標記「お取扱い改善について」(お願い)文書を作成、ご送付致し、関係各方面より種々のご批判、ご意見を賜り、概ね当業界の主旨をご理解頂き、御高配賜りましたことは、偏にお得意様各位の絶大なるご尽力によるものと深く感謝致しております。

しかしながら、プリント配線板メーカーがお得意様各位からお預かりしております、金型、電気検査治具、印刷版、フィルムの保管については、保管期間のご指示も無いまま保管数量だけが膨大になり、その為に保管場所の確保や保管設備、運搬やメンテナンス等、保管管理には細心の注意と莫大な経費が嵩むといった状況の中で、保管費用及びリピート品の発注に際しての諸費用について、未だ一部においてご理解頂いていない場合もあるやに伺っております。当該費用については何卒改善方お願い申し上げますと共に、当業界が少しでも健全なる発展が遂行できますようお得意様各位のご協力をお願い申し上げます次第であります。

尚、標記金型、電気検査治具、印刷版、フィルムの処置については、別紙の様にお取扱い願いたく、何卒御高配賜ります様にここに伏して重ねてお願い申し上げます。

敬具

記

添付書類：リジッドプリント配線板製造における金型のお取扱い改善について	1部
フレキシブルプリント配線板製造における金型のお取扱い改善について	1部
プリント配線板製造における電気検査治具のお取扱い改善について	1部
プリント配線板製造における印刷版のお取扱い改善について	1部
プリント配線板製造におけるフィルムのお取扱い改善について	1部

以上

## 参考 2

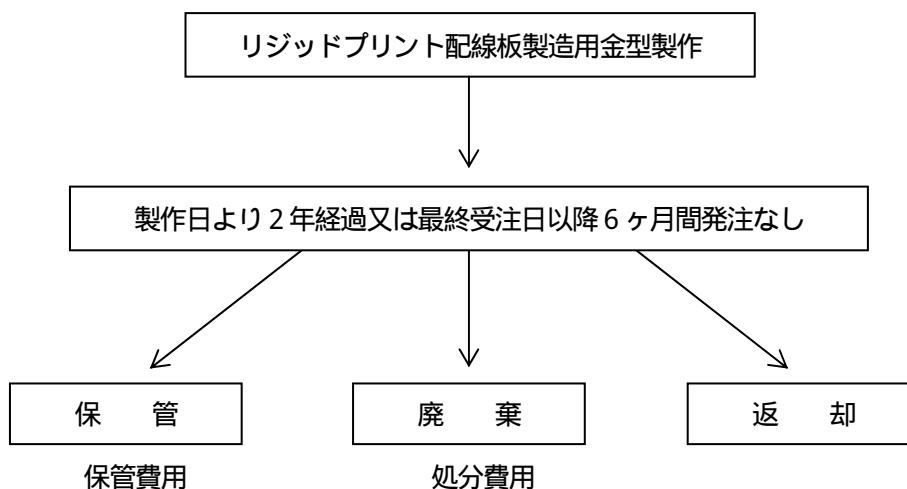
### リジッドプリント配線板製造における金型のお取扱い改善について

貴社からお預かりしているリジッドプリント配線板製造用金型は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和43年大蔵省令第15号)」に基づいて、法定耐用年数は2年と規定されております。法定耐用年数終了後のリジッドプリント配線板製造用金型の処置については、諸費用がかかるため、貴社と取引のあるプリント配線板メーカーとお話し下さることをお願い申し上げます。

なお、リジッドプリント配線板製造用金型の廃棄処分、保管、再発注等を行う場合の諸費用の負担について、例示すると次のとおりです。

- (1) 貴社からお預かりしたリジッドプリント配線板製造用金型は、製作日より2年を経過又は最終受注日以降6ヶ月間発注が無いものについては、ご返却又は廃棄処分とさせて頂く場合があります。なお、廃棄処分をご用命される場合には、会員によっては、別途処分費用のご負担をお願い申し上げます。
- (2) 貴社からお預かりしたリジッドプリント配線板製造用金型で、製作日より2年を経過又は最終受注日以降6ヶ月間発注が無く、保管をご依頼される場合、会員によっては、別途保管費用のご負担をお願い申し上げます。

#### 〔リジッドプリント配線板製造用金型のお取扱い改善フローチャート〕



### 参考 3

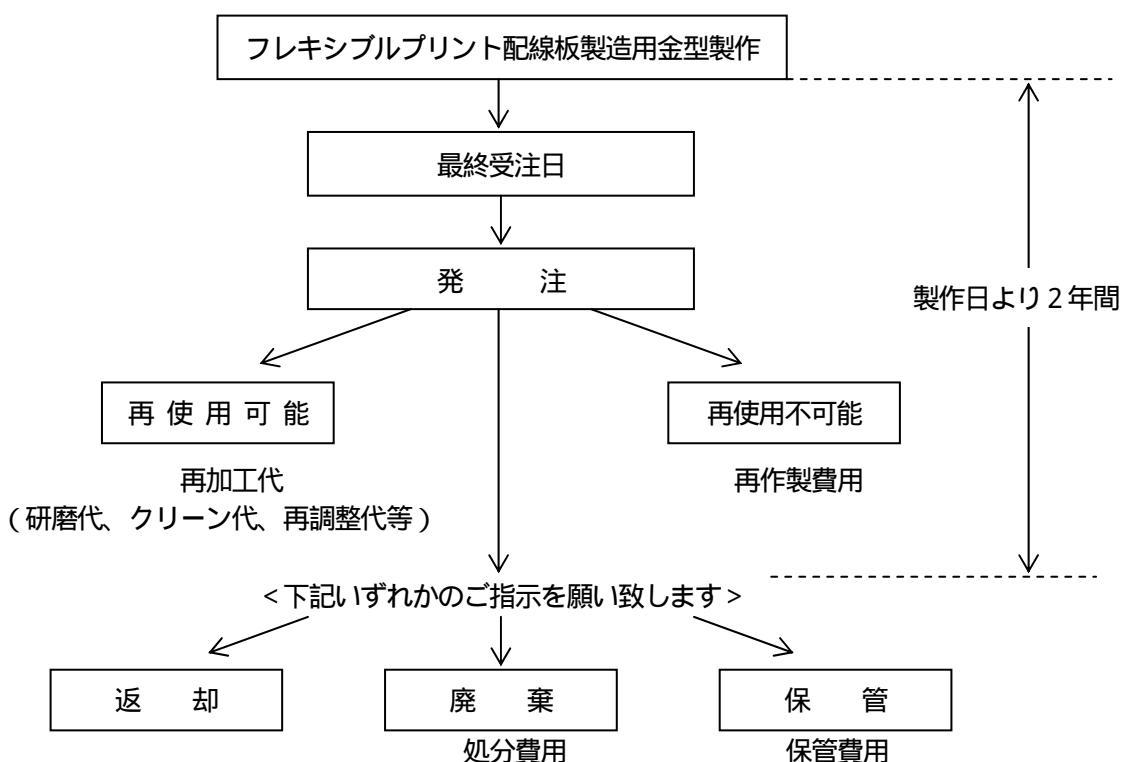
## フレキシブルプリント配線板製造における金型のお取扱い改善について

貴社からお預かりしているフレキシブルプリント配線板製造用金型は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和43年大蔵省令第15号）」に基づいて、法定耐用年数は2年と規定されております。法定耐用年数終了後のフレキシブルプリント配線板製造用金型の処置については、諸費用がかかるため、貴社と取引のあるプリント配線板メーカーとお話し下さることをお願い申し上げます。

なお、フレキシブルプリント配線板製造用金型の廃棄処分、保管、再発注等を行う場合の諸費用の負担について、例示すると次のとおりです。

- (1) 貴社からお預かりしたフレキシブルプリント配線板製造用金型は、製作日より2年を経過した以降にご返却又は廃棄処分とさせて頂く場合があります。なお、廃棄処分をご用命される場合には、会員によっては、別途処分費用のご負担をお願い申し上げます。
- (2) 貴社からお預かりしたフレキシブルプリント配線板製造用金型は、製作日より2年を経過した以降の保管をご依頼される場合、会員によっては、別途保管費用のご負担をお願い申し上げます。
- (3) 上記(1)(2)でご指示が無く再発注される場合には、会員によっては、新規フレキシブルプリント配線板製造用金型作成の費用を申し受けることがあります。
- (4) 貴社からお預かりしたフレキシブルプリント配線板製造用金型のうち、リピート品の製造にあたり、製作日より2年経過以内で、再使用可能なフレキシブルプリント配線板製造用金型については、会員によっては、再加工代（再研磨、クリーン代、再調整代等）のご負担をお願い申し上げます。
- (5) 貴社からお預かりしたフレキシブルプリント配線板製造用金型のうち、再使用不可能なフレキシブルプリント配線板製造用金型については、会員によっては、再作製費用のご負担をお願い申し上げます。

### 〔フレキシブルプリント配線板製造用金型のお取扱い改善フローチャート〕



## 参考 4

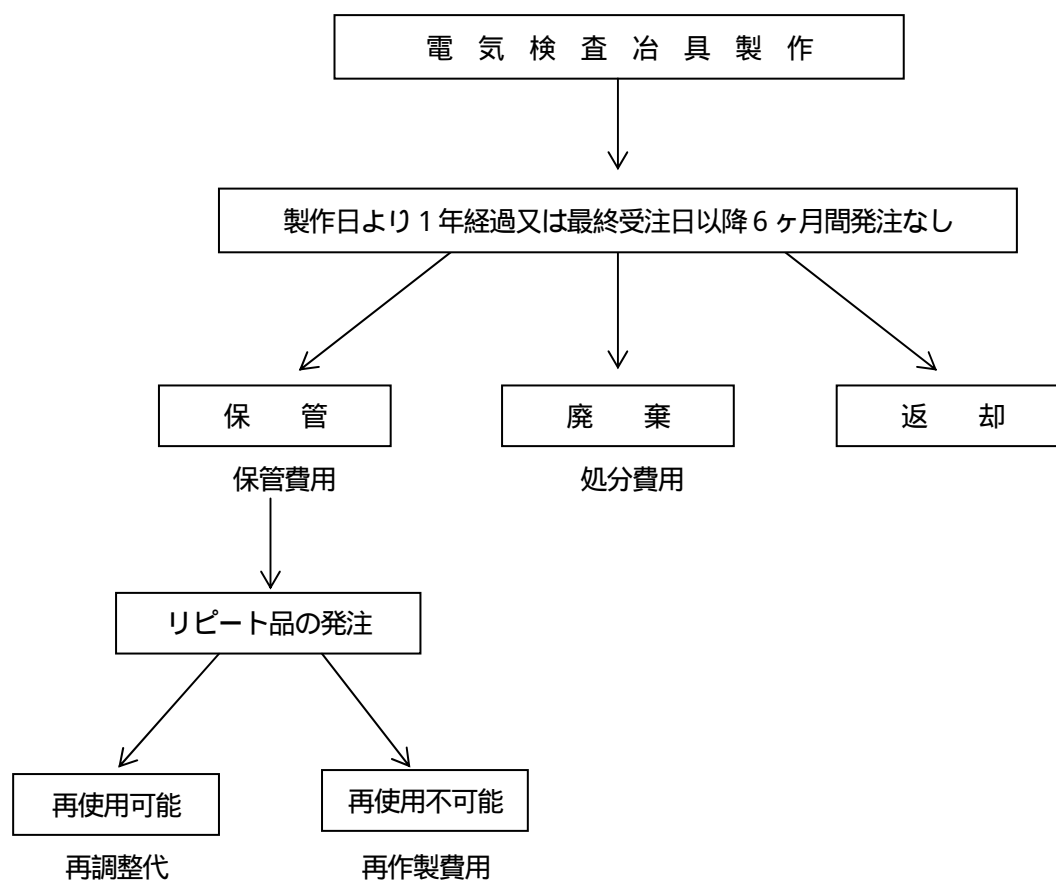
### プリント配線板製造における電気検査治具のお取扱い改善について

貴社からお預かりしている電気検査治具の保管、廃棄処分を行うに当たっては、諸費用がかかるため、貴社と取引のあるプリント配線板メーカーとお話し下さることをお願い申し上げます。

なお、電気検査治具の廃棄処分、保管、再発注等を行う場合の諸費用の負担について、例示すると次のとおりです。

- (1) 貴社からお預かりした電気検査治具は、製作日より1年を経過又は最終受注日以降6ヶ月間発注が無いものについては、ご返却又は廃棄処分とさせて頂く場合があります。なお、廃棄処分をご用命される場合には、会員によっては、別途処分費用のご負担をお願い申し上げます。
- (2) 貴社からお預かりした電気検査治具で、製作日より1年を経過又は最終受注日以降6ヶ月間発注が無く、保管をご依頼される場合、会員によっては、別途保管費用のご負担をお願い申し上げます。
- (3) 貴社から保管をご用命された電気検査治具で、リピート品を発注される際、再使用可能な場合は再調整代、再使用不可能な場合は再作製費用のご負担をお願い申し上げます。

#### 〔電気検査治具のお取扱い改善フローチャートについて〕



## 参考 5

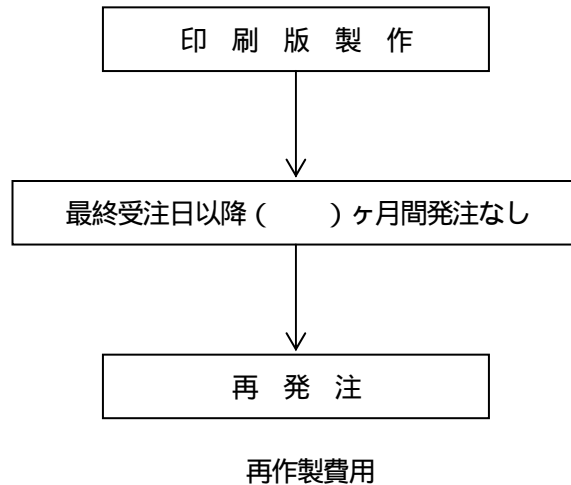
### プリント配線板製造における印刷版のお取扱い改善について

貴社からお預かりしている印刷版の保管につきましては、細心の注意を払っておりますが、再発注される際の印刷版のお取扱いについては、貴社と取引のあるプリント配線板メーカーとお話し下さることをお願い申し上げます。

なお、印刷版を使用する製造品の再発注を行う場合のお取扱いについて例示すると次のとおりです。

- (1) 貴社からお預かりした印刷版は、最終受注日以降( )ヶ月間発注が無いものにつきまして、再作成費用のご負担をお願い申し上げます。

#### 〔印刷版のお取扱い改善フローチャート〕



## 参考 6

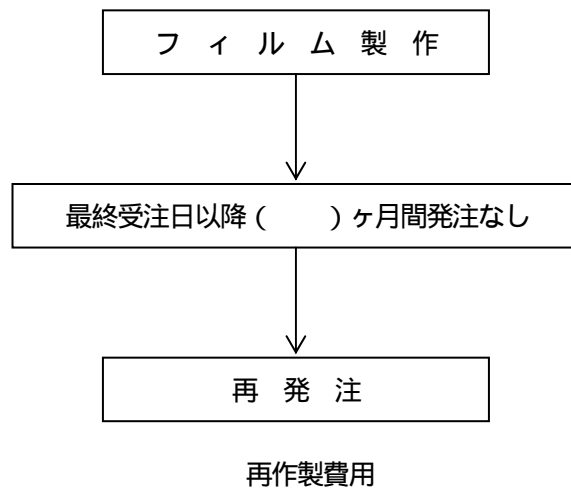
### プリント配線板製造におけるフィルムのお取扱い改善について

貴社からお預かりしているフィルムの保管につきましては、細心の注意を払っておりますが、再発注される際のフィルムのお取扱いについては、貴社と取引のあるプリント配線板メーカーとお話し下さることをお願い申し上げます。

なお、フィルムを使用する製造品の再発注を行う場合のお取扱いについて例示すると次のとおりです。

- (1) 貴社からお預かりしたフィルムは、最終受注日以降( )ヶ月間発注が無いものにつきまして、再作成費用のご負担をお願い申し上げます。

#### 〔フィルムのお取扱い改善フローチャート〕



---

禁無断転載

---

標準取引基本契約書マニュアル

---

平成15年11月10日 第1版第1刷発行

編集兼発行人 長嶋 紀孝

発行所

社団法人 日本プリント回路工業会  
〒167-0042 東京都杉並区西荻北3-12-2  
回路会館2階

Tel : 03 - 5310 - 2020

Fax : 03 - 5310 - 2021

***JPCA***